

議案第 4 7 号

亀山市国民健康保険条例の一部改正について

亀山市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険条例（平成17年亀山市条例第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
[条を削る。]	<p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金）</u></p> <p><u>第5条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日か</u></p>

ら起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）

の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

第5条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受ける

[条を削る。]

[条を削る。]

ことができる者に対しては、これを受け  
ることができる期間は、傷病手当金  
を支給しない。ただし、その受け  
ることができる給与等の額が、前条第2項  
の規定により算定される額より少ない  
ときは、その差額を支給する。

第5条の4 前条に規定する者が、新型  
コロナウイルス感染症に感染した場合  
において、その受け  
ることができるはずであった給与等の全部又は一部につ  
き、その全額を受け  
ることができな  
かったときは傷病手当金の全額、その一  
部を受け  
ることができな  
かった場合に  
おいてその受けた額が傷病手当金の額  
より少ないときはその額と傷病手当金  
との差額を支給する。ただし、同条た  
だし書の規定により傷病手当金の一部  
を受けたときは、その額を支給額から  
控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額  
は、当該被保険者を使用する事業所の  
事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。